

現場説明書

本工事の施工に当たっては、次の指示事項を遵守し、適正な施工を確保するよう十分留意すること。

1 下請業者使用の留意点について

- (1) 一括下請及び不必要な重層下請は認めない。
- (2) 下請契約は、工事開始前に建設工事標準下請契約約款又は同契約約款に準拠した下請契約により締結すること。
- (3) 500万円以上（建築一式工事の場合は1,500万円以上）の工事を下請に出す場合は、建設業許可業者と下請契約を締結しなければならない。
- (4) 特定建設業の許可がなければ、4,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）の工事を下請に出すことはできない。
- (5) 自己の取引上の地位を不当に利用して、請負額が原価に満たない請負契約を締結したり、あるいは使用資機材等の購入強制を行わないこと。
- (6) 工事現場の安全管理を徹底し、雇用管理責任者を定めるとともに、末端下請の労働者までの雇用管理を行うこと。
- (7) 下請代金の支払いはできる限り現金払とし、現金払と手形払（120日を限度）を併用する場合であっても少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。
- (8) 下請業者の倒産等による再下請業者に対する代金不払い、あるいは労務費の不払い等を防止するため下請業者の指導に努めること。

なお、万一不払い等の問題を起こした場合は、受注者である元請業者の責任において解決を図ること。また、解決しない場合は、元請業者に立替払いの勧告をすることがある。

- (9) 工事請負契約書又は四街道市建設工事適正化指導要綱に基づき、「主任技術者等選任届」を、また下請業者を使用する場合は、速やかに「下請業者選定届」を提出すること。

2 市内業者への優先下請けについて

下請業者を使用し工事を施工させる場合には、市内業者を優先して下請させるよう努めること。

3 県内生産品の使用について

建設資材は、極力県内生産品を使用するように努めること。

4 ダンプカーの過積載による違法運行の防止等について

- (1) さし枠を装着し、あるいは物品積載装置を不正に改造して過積載による違法運行を行う車両を工事現場に立ち入らせないようにすること。
- (2) ダンプカーを使用する工事の施工に当たっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体への加入者の使用を促進するよう配慮すること。

5 産業廃棄物の適正処理について

- (1) 産業廃棄物は、元請業者の責任において発生から処分までの数量等の管理を十分に行い、適正に処理すること。なお、下請業者が施工した産業廃棄物も処理責任は元請業者にあるので注意すること。
- (2) 産業廃棄物の処理を他人（下請業者等）に委託する場合は、産業廃棄物の収集運搬又は処分に係る業の許可を有していることを確認すること。

6 建設業退職金共済制度に係る掛金収納の確認について

建設業退職金共済制度の履行確保を図るため別添「建設業退職金共済制度に係る掛金収納の確認について」により、契約締結の際に共済掛金の収納実績の確認を行うこととする。

また、労働者に対して当制度の周知を図るため「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」(シール)を工事現場で働く人の見やすい場所に掲示すること。

7 法令等の遵守について

建設業法、労働関係法令、道路交通関係法令、環境保全対策関係法令、危険物関係法令、その他の関係法令及び地方公共団体の条例、規則、要綱等を遵守すること。